

四日市市告示第 450 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年6月29日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	ときわ1号線	松本二丁目188-1	4.5~6.0	56.9
		松本二丁目181-15		
2	六呂見14号線	大字六呂見字西浦502-1	3.5~5.2	40.3
		大字六呂見字西浦503-3		
3	室山2号線	室山町字八幡1655-17	3.2	57.6
		室山町字八幡1655-17		
4	松寺23号線	松寺一丁目82-1	5.0~10.8	27.2
		松寺一丁目82-1		